

細島小学校1～5年生の保護者の皆様へ

令和2年3月11日

日向市教育委員会教育長

臨時休業に伴う3月分の給食費の取扱いについて（お知らせ）

早春の候となりましたが、皆様におかれましてはご健勝のことと拝察いたします。

また、日頃から本市の学校教育の推進に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、日向市はもとより、県内のほとんどの市町村におきまして、臨時休業が3月下旬まで延長され、そのまま春休みに入るとともに、現在のところ、春休み中も、現在行っております自宅での待機を継続することとなっております。

この時期はどの学年にとりましても、1年間の締めくくりをして、次の学年へ進級するという、大変大切な時期でありますけれども、かつて経験したことのないような、全国一斉の臨時休業の措置が要請され、臨時休業のまま次の学年へ進級するという、異例の状況となっているところです。

保護者の皆様には自宅での子どもたちの生活をはじめ、家庭学習の支援など、様々な面でご理解とご協力をいただきしております、心から感謝申し上げております。今後、相談したいことなどございましたら、遠慮なく各学校または日向市教育委員会まで、お問い合わせいただけますと幸いです。

さて、臨時休業に伴い、3月の給食が実施できませんでしたので、下記の要領で、既に納入された皆様のうち、4月から他の学校へ転学（転校）される方につきましては、徴収した4,000円（または納入された金額分）を、お一人ずつ全額返金させていただくこととしております。また、それぞれの学校の次の学年にそのまま進級される皆さんにつきましては、返金はせず、令和2年4月分の給食費の一部として充当させていただくことと致しますので、なにとぞご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

不明な点がございましたら各学校の事務室までお問い合わせください。

記

<返金する方>

- | | |
|-----------|---|
| 1. 対象者 | 3月分の給食費を既に納入された方で、次年度4月から、他の学校に転学（転校）する方。 |
| 2. 返金する日 | 転学（転校）の手続きに学校に来られる日 |
| 3. 返金する場所 | 学校の事務室 |
| 4. 返金する金額 | 4千円（または納入した金額と同額） |
| 5. 持参するもの | 印鑑（当日お忘れの場合も返金いたします。） (受領書に記名・押印をお願いいたします) |

<返金しない方>

- | | |
|----------|--|
| 1. 対象者 | 3月分の給食費を既に納入された方で、それぞれの学校の次の学年にそのまま進級される方 |
| 2. 今後の対応 | 納入された給食費はそのまま次の学年に繰り越し、令和2年4月分の給食費の一部として充当します。ただし、令和2年4月より小学校の給食費は4,200円になりますので、4月に差額分の200円と、年度初めに納入していただく給食運営費500円、あわせて700円を徴収させていただくことと致します。 ただし給食運営費は、小学校に兄弟姉妹がいる場合には長子のみの徴収となります。 |